

令和2年度 運輸安全マネジメント

I 経営責任者の責務と輸送の安全に対する基本的な方針

1. 経営者の責務

- (1) 安全性の向上に向けた全社的な取り組みを主導し、全従業員に対して安全確保の重要性と安全意識の徹底を図ります。
- (2) 「計画→実施→評価→改善」のサイクル（PDCA）の実践により、継続的に輸送の安全性向上を図ります。
- (3) 輸送の安全を確保するため、体制の構築など必要な措置を講じます。

2. 事故防止のための安全方針

- (1) 輸送の安全確保は、事業運営の根幹をなすものであり、顧客の信頼・満足に深く関わるものであることを全従業員が正しく認識します。
- (2) 運行管理体制及び車両管理体制の充実強化を図り、法令に定められた管理が適切に機能するよう努めます。
- (3) 法令や社内規則を順守するとともに、安全性向上の精度を上げるよう努めます。
- (4) 適切な研修・指導などの実施により、操縦員の能力向上を図ります。

II 令和元年度 基本方針達成の具体的な目標・計画/達成状況

1. 安全方針に基づく目標→達成状況

| (1) 運行に関する目標 | 【目標】 | 【達成状況】 | (前年) |
|----------------------|------|--------|-------|
| ① 重大人身事故（第1当事者） | 0件 | 0件 | (0件) |
| ② 人身及び積載馬の負傷事故 | | | |
| 人身 | 0件 | 0件 | (0件) |
| 積載馬（加害・被害に関わらず全て） | 0件 | 0件 | (1件) |
| ③ 物損事故 | 0件 | 22件 | (14件) |
| ④ アルコール検出（乗務前点呼での検出） | 0件 | 4件 | (1件) |
| ⑤ 経路間違い | 0件 | 7件 | (3件) |
| (2) 輸送の安全に関する目標 | | | |
| ① ドライブレコーダーの導入 | 0台 | 8台 | (5台) |
| ② アルコール検知器（簡易携帯型）の更新 | 0台 | 0台 | (0台) |
| (モバイル型)の追加 | 0台 | 0台 | (7台) |

2. 目標達成のための計画→達成状況

| | | |
|------------------------------|-------------|--|
| (1) 教育・研修の場で、安全運転の意識向上を図ります。 | | |
| ① 安全運転研修会の開催 | 【計画】4回/年 | 【達成状況】4回（前年4回） (①4/18・25 ②5/16・23 ③9/12・26 ④10/24・31) |
| ② 新規採用操縦員研修 | 【計画】採用にあわせて | 【達成状況】4月・11月計2回 |
| ③ 再教育研修 | 【計画】随時 | 【達成状況】1回 |
| (2) 会議、朝礼、点呼など機会を通じて注意喚起します。 | | |
| ① 幹部連絡会 | 【計画】1回/月 | 【達成状況】1回/月 |
| ② 職場懇談会 | 【計画】1回/年 | 【達成状況】1回（12/12） |
| (3) 健康の維持・増進を図ります。 | | |
| 定期健康診断 | 【計画】2回/年 | 【達成状況】2回（春・秋）・検診率100% |

Ⅲ 令和2年度 基本方針達成の具体的な目標・計画

1. 安全方針に基づく目標

(1) 運行に関する目標 【目標】

- | | |
|--------------------------------|----|
| ① 重大人身事故（第1当事者） | 0件 |
| ② 人身及び積載馬の負傷事故 （加害・被害に関わらず） | 0件 |
| ③ 物損事故 | 0件 |
| ④ アルコール検出（乗務前点呼での検出） | 0件 |
| ⑤ 経路間違い（競走馬輸送の出走前後） | 0件 |

(2) 輸送の安全に関する目標

- | | |
|----------------|-----|
| ① ドライブレコーダーの導入 | 15台 |
| ② アルコール検知器 | |
| ・簡易携帯型の更新 | 随時 |
| ・モバイル型の更新 | 随時 |

2. 目標達成のための計画

(1) 教育・研修の場で、安全運転の意識向上を図ります。 【計画】

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 安全運転研修会の開催 | 4回/年 |
| ② 新規採用操縦員研修 | 採用に合わせて |
| ③ 再教育研修 | 随時 |
| ④ 一般適性診断 | 3年程度で計画的に全員受診 |

(2) 会議、朝礼、点呼などの機会を通じて注意喚起します。

- | | |
|---------|------|
| ① 幹部連絡会 | 1回/月 |
| ② 職場懇談会 | 1回/年 |

(3) 健康の維持・増進を図ります。

- | | |
|--------|-----------|
| 定期健康診断 | 2回/年 全員受診 |
|--------|-----------|

Ⅳ 事故、災害等に関する報告連絡体制および指揮命令系統

報告連絡体制・指揮命令系統 ⇒ 別紙

Ⅴ 輸送の安全に関する教育および研修

法令等に基づく教育・研修を実施します。
運輸安全マネジメント講習会に参加します。

Ⅵ 安全マネジメントに関する評価と業務改善

- (1) 「運輸安全マネジメントの取り組み」は、その実施状況について評価します。
- (2) 評価の内容を踏まえて、輸送安全の確保に必要な対応を行います。

Ⅶ 情報公開

- (1) ①輸送に関する基本的な方針
②輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況
③自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計について、本社および営業所での掲示により公表します。
- (2) 事故発生後の行政処分にあつては、再発防止策等、輸送の安全確保のために講じた改善状況について、国土交通省に報告した場合には、速やかに公表します。

令和2年3月18日
日本馬匹輸送自動車株式会社
代表取締役社長 谷崎 潤

報告連絡体制・指揮命令系統

